名取市ごみ集積所設備設置等補助金について

名取市では、ごみ集積所の鳥獣被害を防止し環境衛生の向上を図るため、町内会等が維持管理するごみ集積所へのごみ収容設備及びごみ集積ボックスの設置等に要する費用の一部について補助金を交付します。

※対象設備の購入、工事、修繕を行う前に補助申請の手続きが必要です。

■　補助対象者

下記の要件を満たす町内会等となります。

（１）ごみ集積所を適正に維持管理できる町内会等。

（２）その他市長が交付することが必要と認めるもの

■　補助金の交付対象経費

ごみ集積所設備設置等に要する経費となります。　※下記の写真は一例となります。

ごみ収容設備の工事費、修繕費	ごみ集積ボックスの購入費、修繕費
	 

ただし、次に掲げるものを除きます。

（１）　土地の取得または賃借に要する経費

（２）　既存設備の解体、撤去に要する経費

（３）　他の制度により助成等を受けている経費

■　補助金額

補助対象経費（消費税含まず）の３分の２で、ごみ集積所１か所あたり１０万円を限度とします。ただし、千円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額となります。

【問い合わせ先】
名取市生活経済部環境共創課ごみ減量推進係
ＴＥＬ：（７２４）７１６１

ごみ集積所設備設置等補助金交付フローシート

町　内　会　等	名　取　市
（１）ごみ集積所設備設置の計画 ※対象設備の購入、工事、修繕を行う前に補助申請の手続きが必要です。 計画されている場合は、事前に環境共創課までご相談ください。	
↓	←（２）集積所確認
（３）交付申請 **＜提出書類＞** ○交付申請書 ○ごみ集積所の位置図および配置計画図 ○ごみ集積所の写真 ○ごみ集積所設備設置等に係る経費の内訳（見積書等） ○ごみ集積所設備設置等に係る仕様が確認できる書類（カタログまたは設計図）	→（４）申請内容の確認 ↓ ↓ ↓
交付決定通知後	←（５）交付決定通知
（６）対象設備の購入、工事、修繕 ↓ （７）完了 ↓ （８）補助金の請求	
＜提出書類＞ ○実績報告書 ○補助経費に係る領収書の写し ○補助事業の実施を証する写真 ○補助金請求書	→（９）実績報告の審査 ↓ ↓ ↓
（１１）補助金の受け取り （申請された口座に振込）	←（１０）補助金の支払い手続き